

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024 年の診療報酬改定に伴い、北大泉訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、健康保険法第 3 条 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これに関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用請求に関する命令に規定する電子情報処理組織の使用による請求(オンライン請求)を行っていること。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に提示していること。
4. 上記の掲示事項についてウェブサイトに記載していること。

これにより、訪問看護医療 DX 情報加算として定められた額を所定額に算定します。

2025 年 5 月 31 日

医療法人社団翠会

北大泉訪問看護ステーション